平成２４年（フ）第４０号
福岡県田川郡福智町伊方4550番地４
債務者　岩﨑　久江
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５７号
福岡県田川市大字位登84番地
債務者　立花　広実
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６０号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　大西　文夫
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２４６号
大分市東津留２丁目12番17号
債務者　岩佐　克弥
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県霧島市隼人町住吉532番地３　コアラハイツ１―102
債務者　稲田かね子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
鹿児島県霧島市隼人町住吉532番地３　コアラハイツ１―102
債務者　稲田　卓治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市国分野口西５番３号
債務者　伊地知真佐美（旧姓税所）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
福岡県飯塚市大分842番地
債務者　畠中　文子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８７号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目12番地の２　クロスⅢ101
債務者　坂内　由香（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２６号
宮城県石巻市門脇字一番谷地57番地２　仮設一番谷地西団地３―６号、前住所宮城県石巻市雄勝町水浜字小浜２番地９
債務者　高山　　操
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
秋田県大館市山田字山田46番地１、前住所秋田県大館市池内字中台94番地９
債務者　佐藤　佑樹
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１５８号
金沢市大場町東199番地、従前の住所金沢市笠舞２丁目27番20号、営業所の住所金沢市疋田１丁目31番地
債務者　ロープライス倶楽部こと　山本　英史
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１１号
金沢市泉が丘２丁目５番34号　セーヌビレッジ201
債務者　中本　隆弘
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１号
石川県野々市市押野４丁目63番地、従前の住所金沢市黒田２丁目101番地１
債務者　竹内　重厚
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
山梨県笛吹市石和町川中島1157番地　エバーグリーン211
債務者　中澤　　博
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
山梨県甲州市勝沼町下岩崎514番地３　県営勝沼下岩崎団地２号棟403号
債務者　中澤　恭子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
岐阜県高山市中山町793番地２
債務者　田之下重和
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係